

論 説

インバージョン（税源移転）対策に
関する一考察（一）

—国外転出時課税制度を中心として—

長 山 織 恵

※本稿は、平成30年度、亜細亜大学大学院法学研究科に提出し、学位を取得した修士論文である。

はじめに

近年における経済のグローバル化により、税源の国外への移転（インバージョン）を利用して税負担の軽減を図るケースが見受けられる。税法上の居住者が非居住者になることで、元居住国において課されるべきだった税を免れることができる場合がある。

富裕層が国外に財産を移転することでその税負担を回避した事例としては、武富士事件（最判平成23年2月18日判タ1345号115頁）や日本ユニマツト事件（東京高判平成20年2月28日判タ1278号163頁）が挙げられる。株式等のキャピタルゲインについては、原則としてその売却等をした者の居住地に課税権があるため、巨額の含み益を有する株式等の保有者がキャピタルゲイン非課税国に移住し、移住後にその株式等を譲渡することで、その含み益に対する課税を免れることが可能であった。

例えば武富士事件においては、創業者兼代表取締役である父がその財産（多額の含み益を有する株式）をまず国外に移転し、当時は香港住まいで国内に住所を有していなかった長男にその財産を贈与したことで、贈与税の課税を免れている。当該事件後に納税義務者の範囲について見直しがなされ、現在では、原則として贈与者・受贈者ともに国外に10年を超えて居住していなければ、国内財産だけでなく国外財産についても相続税・贈与税

の納税義務者となることとされた。この改正のように、国外転出をした非居住者または外国法人を転出後も居住者または内国法人とみなすことによって租税回避を防止する方法を、管轄アプローチと呼ぶ¹⁾。

また、日本ユニマツト事件においては、日本居住者がシンガポールに渡って非居住者となり、その後香港においてその所有する株式を譲渡したため、所得税が課されなかった。このような事例の対応策として、諸外国で導入されていた出国時課税制度が平成27年度税制改正において我が国にも導入された。一定額を超える資産を有する高額資産家が国外に転出する際には、その出国時において保有する有価証券等を時価で譲渡したものとみなして、その含み益に対して課税するというものである。この出国時課税制度のように、国外に転出する時点でその国外に移転される資産の含み益が実現したものとみなして課税することにより租税回避を防ぐ方法を、実現アプローチと呼ぶ²⁾。

海外移転を利用した租税回避には、個人のみならず、法人による事例も存在する。法人による租税回避事例としては、例えばオープンシャホールディング事件(最判平成18年1月24日判タ1203号108頁)が挙げられる。この事例は、多額の含み益を有する株式を特定現物出資(旧法人税法51条)により海外子会社に移転することで、その含み益に関する税負担を免れたものである。また、一条工務店事件(名古屋地判平成17年9月29日判タ1256号81頁)では、無形資産を国外に移転した場合のその移転の経済的合理性等について争われている。

以上のような事例を踏まえて、本稿においては国際的な税源移転(インバージョン)による租税回避の対応策について、各事例に対して執られた税制改正の内容とその有効性を検証するとともに、特に平成27年度に創設された国外転出時課税制度についてその残された課題と対策法を考察したい。

まず、第1章において、税源の国外移転すなわちインバージョン取引に

1) 岡村忠生、岩谷博紀「国外移転に対する実現アプローチと管轄アプローチーインバージョン(inversion)取引を中心に」岡村忠生編『新しい法人税法』286頁(有斐閣、2007)

2) 前掲注1

ついて定義づけを行い、実現アプローチ及び管轄アプローチの概要を記す。

続いて第2章では、インバージョンによる租税回避事例を取り上げる。個人が国外に転出することによってその税負担を回避した事例として武富士事件と日本ユニマツト事件、法人の税負担回避が争われた事例としてオープンシャホールディング事件及び一条工務店事件がある。各事件を契機として改正された税制についてそれぞれの内容を探る。

第3章では、個人のインバージョンによる租税回避の防止策として実現アプローチの視点から導入された国外転出時課税制度について、その制度内容や問題点について検討する。

そして第4章では、国外転出時課税制度に残されている課題について、諸外国の制度との比較や租税条約の観点からその解決策の提示を試みるとともに、管轄アプローチの視点からも考察することとする。

第1章 インバージョンとは ～実現アプローチと管轄アプローチ～

近年における経済取引のグローバル化により、個人富裕層や巨大多国籍企業がその税源（所得・財産等）を源泉地国から軽課税国に移転し、本来課されるべき税負担を免れるケースが問題となっている。国内においては、後述する武富士事件や日本ユニマツト事件のように、巨額を含み益を有する株式をキャピタルゲイン非課税国において譲渡することで課税を免れたケースが存在し、国外においても、グーグル社やスターバックス社による世界的な租税回避スキームが話題となった。また、2016年に「パナマ文書」が公開され、タックスハイブンを利用した租税回避の実態が明るみに出たことで社会問題となっている。

本稿においては、このような租税回避を目的とした国際的な税源の移転を「インバージョン」と呼ぶことにする。上述のような租税回避を目的としたインバージョン（税源移転）により、本来実現すべき担税力に応じた公平な税負担が損なわれている。

このような国際的税源移転による税収減を防止するためのアプローチとして、岡村忠生・岩谷博紀はその著書³⁾において、アメリカにおける「実現アプローチ」と「管轄アプローチ」の二つを挙げておられる。

「実現アプローチ」とは、居住者または内国法人が国外に移転する際に、その保有している資産の含み益が国外移転の時点で実現したものとみなす方法である。日本ユニマット事件は、本来は国内において課税されるべき資産の含み益が、その資産が国外に移転されることで我が国の課税権が及ばなくなったケースであるが、その失われた課税権を確保するための有効策とみられる国外転出時課税制度は、実現アプローチに基づく制度であるといえる。税源が国外移転することで自国の課税権が永久に失われてしまう場合に、国外移転時までの課税ベースを実現することで税収を確保するものである。

また、「管轄アプローチ」とは、国外に移転した非居住者または外国法人を移転後も居住者または内国法人とみなす方法である。武富士事件の当時の税法では、受贈者および贈与により取得した財産の双方が国外にある場合は贈与税が課税されなかったが、その後の税制改正により、現在では原則として贈与者と受贈者ともに10年を超えて国外に居住していなければ贈与税が課される仕組みに変更されている。すなわち、国外に転出していたとしてもその転出期間が10年以内の場合には居住者とみなされるということであり、この制度は管轄アプローチに基づく改正だといえる。国内居住か非居住かによって課税される所得の範囲が異なる場合に、一定の要件を満たす場合には非居住者を居住者とみなし、非居住となった以後の所得も課税対象とすることで国外移転後も元居住地国の課税権を確保する方法が「管轄アプローチ」である。

インバージョン(税源移転)による課税権の喪失を防ぐための手立てとしてこれまでに我が国に導入された税制について、その有効性および残された課題とその解決策を実現アプローチと管轄アプローチの二つの視点から検証していきたい。

第2章 判例の検討

第1節 個人によるインバージョン事例

本節では、個人の海外移転による租税回避事例として武富士事件と日本

3) 前掲注1

ユニマット事件を取り上げ、それぞれのインバージョンに対する現状の対応策について検証する。

(1) 武富士事件

(最判平成23年2月18日 判タ1345号115頁)

(東京高判平成20年1月23日 判タ1283号119頁)

(東京地判平成19年5月23日判決 訟月55巻2号244頁)

① 事件の概要

日本国内の消費者金融大手である株式会社Aの創業者兼代表取締役Bの長男であるX(原告・被控訴人・上告人)は、平成9年6月29日から、株式会社A社の香港駐在役員兼その子会社たる香港現地法人の取締役として、香港に赴任した。

平成11年12月27日、Xは、父B及び母Cからオランダ王国の非公開有限責任会社D社の出資持分の贈与を受けた。

この贈与に先駆けてB及びCは、平成10年3月23日、その所有する株式会社A社の株式合計1569万8800株をオランダ法人D社(その全出資持分をB及びCが所有する。)に譲渡しており⁴⁾、そのうえで、D社の出資口数のうち3分の2を、本件贈与時は香港に赴任していた長男Xに贈与したものである。

本件贈与に関し、課税庁は、受贈者であるXが本件贈与を受けた時に国内に住所があったものとして、贈与税1157億円余の決定処分および無申告加算税173億円余の賦課決定処分をしたが、Xは、その贈与の日において日本に住所を有していなかったため納税義務はないと主張し、処分の取消しを求めた⁵⁾。

第1審判決では贈与当時のXの住所は香港にあったものとしてXの請求が認容されたが、控訴審ではその住所が国内にあったものと判断されて課

4) この譲渡により、現物出資された株式は国外財産となる。(相続税法第10条第1項8号)

5) 本件当時の税法(平成12年度税制改正前、旧相続税法第1条の2第1号)では、贈与財産の取得時に日本国内に住所を有していない場合は、国内財産のみが課税対象とされていた。

税庁側が勝訴した。これに対しXが上告した結果、最高裁判決では再びXの住所が香港であったとしてX側の請求が認められている。

② 海外移転による租税回避のポイント

平成11年当時の税法では、贈与により取得した財産が国外財産の場合には、受贈者とその贈与を受けた時において国内に住所を有することが贈与税の課税要件となっていた。そのため、贈与者とその有する財産を国外へ移転し、更に受贈者の住所を国外に移転した後に贈与を実行することによって、その贈与税の負担を免れる方法が一般に広く知られていた。本件はまさにそのスキームを利用したものであり、裁判においては受贈者Xのその贈与を受けた時の住所が国内にあるか否かが争点となった。

控訴審判決ではXの住所が日本国内にあったと判断されたが、第1審、上告審ではともにその住所は国外（香港）であったと結論付けられている。「住所」については税法上の定義がなく、「各人のその生活の本拠をその者の住所とする」⁶⁾ という民法上の定義を借用して判断することになるのであるが、控訴審判決では「一定の場所が生活の本拠に当たるか否かは、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の存否、資産の所在等の客観的事実に、居住者の言動等により外部から客観的に認識することができる居住者の居住意思を総合して判断するのが相当である」と示されている。そして、本事件の「居住意思」について、Xが事前に租税回避スキームについて会計士から助言を受けていたことや、香港での滞在日数を意図的に調整していた等の事実をもって、Xの住所は国内であった⁷⁾と判断したのである。

しかし、最高裁判決では「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実態が消滅するものではない」として、当時Xが香港に滞在していた日数等の客観的

6) 民法第22条

7) Xの香港での居宅はサービスアパートメントであったが、Xは日本滞在中においては香港渡航前から親族とともに居住していた杉並区の自宅で過ごしており、その杉並自宅が住所であると判断された。

事実に基づいてその住所は日本国内にはなかったと判断されたのである。租税法律主義の原則に従い、税法上に否認規定が存在しない限りは租税回避の否認はできないということだが、判決文の中で裁判官の補足意見として、立法によりこのような租税回避スキームを防ぐ必要性が提言されている。

③ 税制による手当て

武富士事件の後、平成12年度税制改正において租税特別措置法第69条の2が設けられ、被相続人若しくは相続人又は贈与者若しくは受贈者のいずれかが日本国籍保有者であれば、双方が5年を超えて国外居住でない限り無制限納税義務者（国内・国外財産ともに課税対象となる）とされた。したがって、武富士事件のようなスキームを利用した租税回避手法は不可能となった。この内容は、平成15年度税制改正で相続税法本則に取り込まれている（相続税法第1条の4第2号、2条の2第1号）。

その後、平成25年度、平成29年度の税制改正を経て、現在では相続税・贈与税の納税義務範囲は次のように制定されている。

(112) インバージョン（税源移転）対策に関する一考察（一）（長山）

[改正後]

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所有り		国内に住所なし		
		短期滞在の 外国人（※1）		日本国籍なし		日本国籍 なし
				10年以内に住所あり	10年以内に住所なし	
国内に住所あり						
短期滞在の外 国人（※1）						
国内に住所なし	10年以内に住所あり			国内・国外財産ともに課税		
	短期滞在の 外国人（※2）					国内財産のみに課税
	10年以内に住所なし					

(注) 図中の網掛け部分は国内・国外財産ともに課税。白い部分は国内財産のみに課税。

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

※2 日本国籍のない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

(出所：財務省資料)

現行の税制では、国外財産に課税されないケースは次の場合となる。

- ・日本国籍を有する個人間での相続又は贈与で、双方とも10年以内に国内に住所がない場合。
- ・国内に住所がなく、かつ、日本国籍のない者が、短期滞在の外国人又は10年以内に国内に住所がない者から相続又は贈与を受ける場合。
- ・短期滞在の外国人同士で行われる相続又は贈与。
- ・短期滞在の外国人が、10年以内に国内に住所がない者から相続または贈与を受ける場合。

したがって、武富士事件のように国外財産を非居住者に対して贈与する場合には、原則として贈与者と受贈者ともに10年を超えて国外に居住せねばならず、事件当時に比べると租税回避のハードルは上がったといえる。

このような税制改正は、従来よりも納税義務の範囲を広げることによってインバージョンによる租税回避を防ぐ方法で、管轄アプローチによるも

のである。贈与または相続時において非居住者である者に対し、その者の国籍や日本国内での居住期間によってはその者をいわば居住者とみなして納税義務を負わせる仕組みとなっている。

なお、納税義務の範囲を判定するにあたり「住所」及び「財産の所在」が重要なポイントとなるが、「住所」に関しては、武富士事件の判決に見られるように「各人のその生活の本拠をその者の住所とする」という民法上の定義や過去の判例に従って判断されるものと思われる。例えば租税回避目的の出国であったとしても、「住所」の認定にはその主観的な目的は影響しないであろう。したがって、「10年を超えて国内に住所を有していない」と判断するための基準は客観的事実となるが、その事実認定には明確な基準は無く、個々の事例ごとに判断する必要があるだろう。なお、財産の所在については相続税法第10条に定められている⁸⁾。

(2) 日本ユニマット事件

(東京高判平成20年2月28日 判タ1278号163頁)

(東京地判平成19年9月14日 判タ1277号173頁)

① 事件の概要

平成12年12月4日、シンガポール法人の特別顧問として日本国内からシンガポールに転出したXは、転出後の平成13年1月6日に香港において株式譲渡契約を締結し(譲渡実行日:平成13年1月12日)、株券の引き渡しを行った。この譲渡に関し、Xは、株式譲渡時に国内に住所がなかったものとして所得税の確定申告をしなかったが、処分行政庁は、Xが譲渡時に国内に住所を有していたとして、本件譲渡に係る平成13年分所得税の決定処分および無申告加算税の賦課決定処分を行った。Xは国に対し、処分の取消しを求めて提訴した。

裁判の結果は、本件株式譲渡時にXは国内に住所を有していなかったとして、第1審、控訴審ともにXの主張が認められた。Xの住所の判断要素としては、(i)住所の所在、(ii)職業に就いている場所、(iii)生計を一にする親族の居所、(iv)資産の所在等といった客観的状況が挙げられている。Xは(i)平成12年12月4日のシンガポール転出後に日本に滞在する際はホ

8) 株式については、株式の発行法人の本店又は主たる事務所の所在地による。

テル等の宿泊施設を利用していたこと⁹⁾、(ii)シンガポール転出後は現地法人の特別顧問等として働いており日本国内では職業に就いていなかったこと、(iii)日本国内に生計を一にする親族は不在であったこと、(iv)日本国内に保有する資産はシンガポールに居住しながら管理が可能であったこと等から、国内に生活の本拠を残していたと認定することは困難であったと思われる。なお、Xの住所を判断するにあたりXの租税回避意思の有無が考慮されるべきかについては、たとえシンガポール転出が租税回避目的のものであったとしても「被控訴人が課税回避を目的としていたか否かによってその住所の認定が左右されるものではない」とされており、前述の武富士事件と同様に租税回避目的という主観的要素は考慮されないものと結論づけられている。

② 海外移転による租税回避のポイント

所得税法においては、「居住者」は全世界所得課税であるのに対し、「非居住者」は国内源泉所得のみが課税対象とされている。ここでいう「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいい、「非居住者」とは居住者以外の個人をいう(所得税法第2条第1項3号、5号)。国内に住所または一年以上の居所を有するか否かによって課税対象が大きく異なるため、居住性の判定は重要となる。居住性の判定について、所得税法施行令に次のような推定規定がある。

第十四条 国内に居住することとなった個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定する。

- 一 その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
- 二 その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその

9) 前述の武富士事件では、長男Xが日本滞在時に杉並自宅で過ごしていたことが控訴審の住所判定に影響を及ぼしたが、本件では日本での滞在先がホテル等であることから、日本国内に住所を有さないことの客観性は武富士事件に比しても大きいといえる。

者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。

第十五条 国外に居住することとなった個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。

一 その者が国外において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。

これらは推定規定であり、事例によっては推定を覆す判断がなされる場合も在り得る。本件においては、上記① i から iv の客観的事実によって X は株式譲渡日において日本国内に住所を有していなかったと判断されたため「非居住者」に該当し、株式の譲渡所得に対する課税はできないということになる。

③ 税制による手当て

日本ユニマット事件のようなケースでは、日本の居住者が国外転出によって非居住者となることで、その者が保有している株式等の譲渡所得について、居住者であった期間の含み益に対する日本の課税権が永久に失われてしまう。そこで、このような課税権の喪失を防ぐために、平成27年度税制改正において「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（所得税法第60条の2）及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」（所得税法第60条の3）（以下「国外転出時課税制度」という。）が創設された。詳しくは第3章で述べるが、時価が1億円以上の有価証券等を所有している一定の居住者が国外転出する場合に、その国外転出の時にその有価証券等の譲渡等があったものとみなして所得税が課されるというものである¹⁰⁾。

この制度によれば、居住者がキャピタルゲイン非課税国に転出した後で

(116) インバージョン（税源移転）対策に関する一考察（一）（長山）

その所有する株式等を譲渡する場合でも、既に国外転出時にその所有株式等の含み益に対して課税が行われるため、日本ユニマット事件のような租税回避は不可能となる。

このような国外転出時課税制度は、国外転出時においては未実現であるキャピタルゲインに対して実現したものとみなして課税を行う点から、実現アプローチに基づく手当てだといえる。なお、未実現の利益に対する課税は納税者に対して実際の収益獲得前に納税資金の負担を強いるものであるため、納税者への配慮として納税猶予制度が設けられている。

第2節 法人によるインバージョン事例

続いて本節では、法人によるインバージョン租税回避事例としてオープンシャホールディング事件と一条工務店事件を取り上げ、それぞれ検証する。

(1) オープンシャホールディング事件

（東京高判平成19年1月30日 判時1974号138頁）

（最判平成18年1月24日 判タ1203号108頁）

（東京高判平成16年1月28日 判時1913号51頁）

（東京地判平成13年11月9日 判タ1092号86頁）

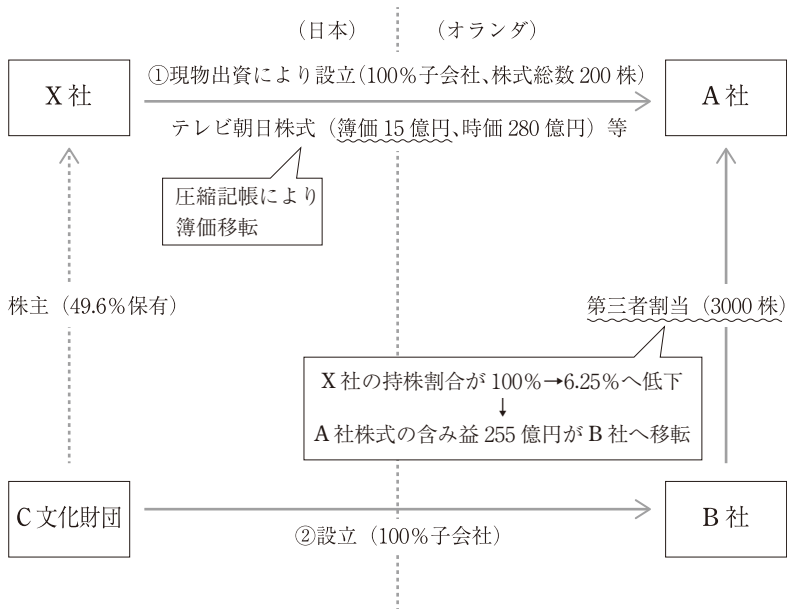
① 事件の概要

平成3年、X社はその保有するテレビ朝日株式（簿価15億円に対し時価280億円）及び現金1億円を現物出資し、オランダに100%子会社A社（株式総数200株）を設立した。この現物出資については、平成10年税制改正前の特定現物出資の圧縮記帳（旧法人税法51条）を適用し、株式の含み益に対する課税が繰り延べられている。

その後平成7年、X社の株式49.6%を保有する関連会社C文化財団は、オランダに100%子会社B社を設立し、オランダ法人A社はオランダ法人B社に第三者割当により3000株を約2億円相当の著しく有利な価額で発行し割り当てた。この第三者割当により、X社のオランダ法人A社に対する持株割合は100%から6.25%へと大幅に低下し、オランダ法人A社株式の含

10) 「国外転出」とは、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。

み益255億円相当額がオランダ法人 B 社へ移転した。



本件につき、課税庁（被告・控訴人・被上告人）は、オランダ法人 A 社株式の上記資産価値の移転を、X 社のオランダ法人 B 社に対する寄付金と認定し、平成 7 年 9 月期法人税の増額更正及び過少申告加算税賦課決定処分をした。X 社はこれらに対し、増額更正部分及び賦課決定処分の取消しを求めた。

第 1 審では X 社の請求が認容されたが、控訴審では課税庁側が勝訴し、最高裁判決においても課税庁側の主張が認められた（但し、株式評価額の算定について審理不十分だとして原審差戻しとなっている）。

② 海外移転による租税回避のポイント

事件当時においては、特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳制度（旧法人税法51条）が認められていた。内国法人が、現物出資により95%以上株式保有の子会社を一定の要件のもとに設立する際は、その法

人から新設子会社への資産の簿価移転を認め、現物出資の対価として交付される株式が第三者に譲渡されるまでその出資財産の含み益に対する課税を繰り延べるというものである。この制度は、ほぼ完全支配関係に近い子会社を設立するための現物出資による株式の取得は、その出資財産を株式に転化したものであるから、出資財産の含み益に対する課税はその財産を譲渡した時に行えばよい、という考え方によっている。しかし、この場合の新設子会社について当時の税法では国内外が問われていなかったため、国内の株式等を現物出資して海外子会社を設立した場合にもその株式等の含み益に対する課税を繰り延べることが出来た。したがって、株式等が国外に移転した場合には現物出資時に繰り延べられた含み益に対する課税の機会が失われてしまうのである。なお、現物出資により設立した海外子会社がキャピタルゲイン非課税国に所在する場合には、その株式等の譲渡時においても含み益に対し課税されないこととなる。

③ 税制による手当て

前述の事件のようなケースを防ぐため、平成10年度税制改正において、特定現物出資の圧縮記帳の適用要件に「出資資産が国内にある資産として政令で定める資産である場合には、当該資産の出資により海外子会社を設立するものでないこと」¹¹⁾と追加された。これにより、内国法人がその保有する国内資産を現物出資して海外に子会社を設立する際には圧縮記帳の適用が出来なくなり、オープンシャホールディング事件のような株式含み益に対する租税回避は不可能となった。その後、商法改正により創設された会社分割制度に対応する形で平成13年度税制改正において企業組織再編税制が設けられ、特定現物出資による圧縮記帳制度は廃止され、現行の法人税法第62条の4(適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡)に引き継がれている。

現行の法令においては、内国法人が適格現物出資により被現物出資法人にその有する資産の移転をしたときは、当該適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する¹²⁾とされており、適格現物出資の場合の譲渡損益の繰り延べが認

11) 旧法人税法第51条

められているが、その適格現物出資の定義として「外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下「国内資産等」という。）の移転を行うもの（当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。）、外国法人が内国法人又は他の外国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下「国外資産等」という。）の移転を行うもの（当該他の外国法人に国外資産等の移転を行うものにあつては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。）及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しないもの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）・・・を除き¹³⁾とされ、財産が国外に移転する場合には非適格とすることで課税権の喪失を防いでいる。

(2) 一条工務店事件

(名古屋地判平成17年9月29日 判タ1256号81頁)

(名古屋高判平成18年2月23日 税資256号10329順号)

① 事件の概要

内国法人A（木造注文住宅の施工・販売等を行う法人、昭和53年9月12日設立）は、昭和61年頃から全国各地の工務店とフランチャイズ契約を結び、経営システム等を提供する対価としてフランチャイジーからロイヤリティの支払いを受けていた。昭和62年7月1日、法人Aは、研究開発を目的とする子会社X（原告）を新たに設立し、法人Aが保有する経営システム、ノウハウ等の無形資産を原告Xに無償で譲渡した。その後、原告Xは、シンガポールに新たに設立した関連会社Bに対し、平成7年2月、その有する無形資産を約20億円で譲渡した。

原告Xは無形資産の譲渡対価を平成8年6月期の収益に計上して確定申告を行ったところ、税務当局は、その譲渡対価の適正額をおよそ31億円とする更正処分および過少申告加算税賦課決定処分を行った。そこで原告X

12) 法人税法第62条の4第1項

13) 法人税法第2条12の14

(120) インバージョン（税源移転）対策に関する一考察（一）（長山）

は、平成9年から平成11年までの各期においてシンガポール法人Bから受領した約28億円を無形資産の譲渡代金の回収とし、かつ、約3億円を外国法人税として損金算入して確定申告を行った（これを「本件資金移動」とする）。

しかし、その後平成11年11月、税務当局は平成8年6月期の処分を取り消して譲渡収益を減算するとともにノウハウ等の所有者を法人Aであると認定し、原告Xからシンガポール法人Bへの本件譲渡契約は仮装のものであるとして、本件資金移動は無償による資産の譲受け（受贈益）にあたるとして法人税額等の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

裁判所の判断は、名古屋地裁、名古屋高裁ともに、本件ノウハウ等の譲渡時における所有者は原告Xであったと認定し、税務当局の処分を取消すものであった。

ノウハウ等の帰属主体について、原告Xは本件ノウハウ等の研究開発を目的として設立されたものであり、その研究開発行為には実体があるとともにその研究開発費用も負担していたことから、原告Xに帰属するものであると判断された。また、シンガポール法人Bは研究開発拠点とすることを目的に設立されたものであり、原告Xが法人Bに本件ノウハウ等を譲渡したことについても経済的合理性があるものと判断されている。

なお、本事件に関連する別件訴訟として、法人Aおよびフランチャイジーがシンガポール法人Bに支払ったロイヤリティについて争われている¹⁴⁾。法人Bに支払われたロイヤリティは、ノウハウ等の所有者が法人Aであるため対価性がないとして税務当局がロイヤリティを寄付金と認定して課税処分を行ったのである。これについては、前述の判決でみられるようにノウハウ等は法人Aに帰属するものとはいえず、法人Bがノウハウ等を所有していたことは明らかであるとして、課税処分取消が命じられている。

② 海外移転による租税回避のポイント

一条工務店事件のように将来的に高い収益性が見込まれる無形資産を国外関連者に移転し、さらに移転先の国外関連者にその使用料（ロイヤリ

14) 東京高判18年3月15日、東京地判平成17年7月21日

ティ)を支払う場合、その無形資産譲渡時と移転後のロイヤリティ支払いの二段階において国内における課税権が確保できない問題が生じる。

まず無形資産が関連者間の譲渡等により国内から国外へ移転する時点であるが、移転時までに国内において生じたその無形資産の含み益(潜在的な価値の上昇分)に対する課税を行う機会はその移転時のみである。したがって、無形資産の国外移転時にその時価が本来の適正価値より低く評価して計算された場合、その差額分の課税権は永久に取り戻すことが出来ない。

また、無形資産移転後についてであるが、国内において無形資産を保有していた内国法人は、その資産を国外関連者に移転することにより、移転前に受領していたロイヤリティ収入を失うとともに、移転後は新たにその無形資産を保有した国外関連者に対してロイヤリティを支払う立場となる。本来、移転対象となる無形資産(例えばノウハウ等の知的財産)を国内で開発したのであれば、その開発に係る研究開発費その他の費用はすでに国内で税額控除されているのであるから、その無形資産を元手に稼得した収益に対する課税は国内で行われるべきである。

一条工務店事件においては、そのノウハウ等が内国法人 A から原告 X へ、そして更に原告 X から国外関連者であるシンガポール法人 B へと譲渡契約とともに移転したのだが、無形資産の帰属先についてはその研究開発主体、使用許諾状況その他の種々の詳細な事実認定に基づき判断がされている。既に国外へ移転がされた無形資産に対して、その帰属先が国内であると認定するためには、無形資産の国外移転に経済的合理性がないこと、その移転が明らかに偽装されたものであること等の立証が必要であり、実際には困難であることが多いと思われる。

③ 税制による手当て

多国籍企業グループ内の関連者間で無形資産の移転がされる場合、その譲渡対価について、恣意的な操作が入り込む可能性はあるだろうと思われる。無形資産を移転する際にその将来的な収益性を低く見積もることで、無形資産の譲渡収入による税負担を抑えることができる。無形資産によって将来的に生み出される価値を取引時点で正確に把握することは現実的に困難であり(比較対象となる取引が存在しないため)、かつ、無形資産につ

いてはその所在についても明確な場所が目に見えるものではないため、企業グループ内における無形資産の所在場所や経理処理等を税務当局が否認することは、一条工務店事件でも見られるように、困難であることが多いと予想される。

このような無形資産の関連者間での譲渡における適正対価算定の難しさという課題に対して、すでに米国やドイツにおいては所得相応性基準が導入されている。所得相応性基準とは、無形資産の移転後において、その無形資産の価値を移転後に実際に得られた所得を元に再評価しようとするものである。この基準によれば、無形資産の移転後にその資産から生じた所得が大幅に変動した場合は、事後的にその資産の価値を再評価して移転後の各課税年度における対価を修正することができる。移転された無形資産が予想以上の価値を生み出した場合、または逆に急速な陳腐化が起きた場合など、絶対的な評価が困難な無形資産ゆえの評価の難しさに対応するためには理想的な方法ではないだろうか。さらに、所得相応性基準の導入によって無形資産の価値が再評価されることから、無形資産の移転時においてその譲渡対価を恣意的に低く設定することをけん制する効果も期待され、より適正な無形資産評価を導く効果も期待できる。

我が国においても、平成29年度与党税制改正大綱の補論の中で、「日本のインフラや良質な労働力を活用した研究開発という実体ある活動を通じて生み出された知的財産が、海外に作った実体のないペーパーカンパニーへ移されるといって『知の国外流出』ともいえる状況が発生すれば、課税機会の喪失だけでなく、日本の知的財産の保全を阻害することになりかねない。・・・とくに知的財産に由来する経済活動の場所については、研究開発等を通じた価値創造の場所と、開発された知的財産を活用した収益事業が行われる場所という二つが想定されることに留意する必要がある。」¹⁵⁾と書かれている。そして、平成31年度税制改正大綱において、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年分以後の所得税について所得相応性基準の導入が決定された。大綱の中では「評価困難な無形資産に係る取引（特定無形資産取引）に係る価格調整措置の導入」として

15) 平成29年度与党税制改正大綱 136頁（出典：自由民主党ホームページ
<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>）

「特定無形資産に係る取引（以下「特定無形資産取引」という。）に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとする。ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この限りでない。」とされている¹⁶⁾。

第3節 小括

本章においては、個人および法人のインバージョンに関する判例を取り上げたが、個人によるインバージョンに対しては管轄アプローチによる無制限納税義務者の範囲の見直し、実現アプローチによる国外転出時課税制度の導入といった対応策が取られ、法人によるインバージョンに対しては現物出資の適格・非適格による区分や所得相応性基準導入の検討が行われている。

武富士事件やユニマット事件のように、インバージョンによって株式等の含み益に対する我が国の課税権を喪失させるスキームについては、相続税・贈与税における無制限納税義務者の見直し及び国外転出時課税制度による国外転出時のみなし譲渡課税によってほぼ封じられたとよいであろう¹⁷⁾。オープンシャホールディング事件については、国内財産の現物出資による海外子会社設立において資産の簿価移転が認められなくなったことで、本事件と同様のスキームを使用することは不可能となった。一方で、一条工務店事件のような無形資産に関するインバージョンについては、未だ解決には至っていない。無形資産の関連企業間での国際移転については、一般的に比較対象となる取引が存在しないことから移転価格税制にお

16) 平成31年度税制改正の大綱 85頁

(出典：財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf)

17) 国外居住期間が10年を超えてから株式等の贈与が行われた場合には依然として課税がされないため、今後の租税回避状況によっては居住期間の判定を15年、20年と延ばすことがあるかもしれない。

ける独立企業原則¹⁸⁾が機能しておらず、先述した所得相応性基準の採用や2012年6月に公表された「OECD 無形資産ドラフト」等、様々な検討がなされているところである。我が国における所得相応性基準の導入決定は、無形資産の評価を柔軟に行う方法として評価できるものであろう。なお、無形資産に関する国外転出時の評価について残された課題は多いものの、詳細については移転価格税制の分野において議論すべき内容であるため、無形資産のインバージョンについては本稿の論点としては扱わないこととする。

次章以降では、主に個人による株式等のインバージョンについて、国外転出時課税制度を中心として租税回避防止策の有効性を検証したい。平成26年9月にOECDより公表されたBEPS行動計画においては、その「行動6(租税条約の濫用防止)」報告書において、出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例が租税回避防止措置であると位置づけられており、我が国における国外転出時課税制度はクロスボーダーの租税回避を防ぐ国際的な流れに沿った重要な制度である。

第3章 国外転出時課税制度

(1) 制度の概要

株式等のキャピタルゲインについては、原則としてその売却等をした者の居住地国に課税権があるとされている¹⁹⁾。したがって、第2章第1節で取り上げた事例のように、巨額を含み益を有する株式等の保有者が国外に転出し、日本の税制上非居住者になった後でその株式等を譲渡することでその含み益に対する課税を免れるといった租税回避スキームが存在した。このようなスキームは、担税力に応じた公平な課税を損なうものであるが、

18) 独立企業原則とは、「両国の関連企業間に、独立企業間とは異なる条件で取引が行われた場合には、正常な条件で取引が行われた場合に算出される利益に課税することを認めるもの」である。土屋重義ほか『ベーシック国際租税法』129頁(同文館出版、2015)

19) OECDモデル租税条約13条。日本が締結している租税条約は原則としてOECDモデル租税条約に準拠している。

人や物の国際移動、国際間商取引が益々容易になる中で、富裕層による国外転出を利用した課税逃れは今後さらに増えていくであろう。武富士事件、ユニマット事件のような軽課税国における株式等の譲渡による課税逃れを防ぐために、すでに諸外国において導入されていた制度を参考に、平成27年度税制改正において国外転出時課税制度が創設された。

国外転出時課税制度とは、一定の要件を満たす居住者が国外転出する際に、その者が国外転出の時点で1億円以上の価額の有価証券等の対象資産を保有する場合には、国外転出の時点でその対象資産の譲渡等があったものとみなしてその含み益に対する課税が行われる制度である（所得税法第60条の2第1項～第3項）。世界各国で採用されている出国時課税制度に目を向けると、出国時課税制度は資産一般を課税対象とする「一般型」と特定資産のみを課税対象とする「制限型」の二つに分類される²⁰⁾。日本の制度は対象資産が有価証券等に限られているため、二つのうち「制限型」に当てはまることになる。

なお、国外転出（贈与）時課税制度について、居住者から非居住者へ株式等の贈与がされた場合には、贈与者（居住者）に対して所得税が課税されると同時に受贈者（非居住者）に対して贈与税が課されることとなる。贈与、相続について国外転出時課税を適用する制度は日本特有であるが、その理由は①株式を有する本人が国外転出してその資産を国外で譲渡する場合と、②株式を有する本人が非居住者にその株式を贈与し、非居住者である受贈者が国外で株式を譲渡する場合との課税の均衡を図るものと解釈することができる²¹⁾。しかし、①の場合は国外転出する者が所得税の負担をするのみだが、②の場合は贈与者に所得税、受贈者に贈与税が課されることになる。この贈与税負担分については調整が必要であろう。

(2) 居住性の判定

国外転出時課税制度の対象となる一定の居住者とは、「国外に転出する居

20) 本田光宏「国外転出をする個人及び法人に対する出国税：比較及び租税条約の分析」租税研究788号374頁（2015）

21) 山川博樹ほか「特別企画 顧問先のために押さえておきたい 出国時課税特別の実務ポイント」〔山川発言〕税務弘報63巻6号93頁（2015）

(126) インバージョン(税源移転)対策に関する一考察(一)(長山)

住者のうち次のいずれにも該当する者をいう(所得税法第60条の2第5項)」とされている。

- ・ 国外転出時に所有している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。
- ・ 国外転出の日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

ここで、「国内に5年を超えて住所又は居所を有している」ことの判定基準であるが、第2章第1節のユニマツト事件でも触れたとおり、所得税法施行令第14条、第15条の推定規定や過去の判例に倣いその者の住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の存否、資産の所在等の客観的事実に基づいて判定されるものと思われる。そのため、実際に国外転出時課税制度を適用する際には、対象者がいつからいつまで国内に住所を有していたのかという点については、個々の事例ごとに判断が必要となる。所得税法の「住所」について、定義となる規定を設けることが出来れば居住性の判定はより客観的で明確なものになるのではないだろうか。

(3) 対象資産

国外転出時課税制度の対象となる資産は以下のとおりである。

- ・ 所得税法に規定する有価証券又は匿名組合契約の出資の持分。
- ・ 国外転出時において未決済の信用取引又は発行日取引。
- ・ 国外転出時において未決済のデリバティブ取引。

いずれもキャピタルゲインが生じる資産を対象としており、その他の資産は対象外となっている。

ところで、所得税法に規定する有価証券とは、所得税法第2条第1項17号において「金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの」とされている。したがって、ストックオプションを含む新株予約権も含まれることになるが、平成28年度税制改正においてストックオプションは国外転出時財産課税制度の対象外とされた²²⁾。

22) 「株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利を表示する有価証券で第六十一条第一項(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を生ずべきものその他の政令で定める有価証券を除く(所得税法第60条の2、3)」とされた。

〈ストックオプションに係る所得に対して日本の課税権が及ぶ範囲〉²³⁾

・ 国外転出後に権利行使する場合

	権利取得時	国外転出時	権利行使時	株式譲渡時
税制適格	課税なし	課税なし	非課税（租税特別措置法第29条の2）	国内源泉所得として課税（居住 地国の課税権との調整が必要）
税制非適格	課税なし	課税なし	国内勤務部分について 給与所得として課税	課税なし（居住地国に課税権あり）

・ 権利行使後に国外転出する場合

	権利取得時	権利行使時	国外転出時	株式譲渡時
税制適格	課税なし	非課税	課税なし	国内源泉所得として課税（居住 地国の課税権との調整が必要）
税制非適格	課税なし	給与所得として課税	課税なし	課税なし（居住地国に課税権あり）

税制適格ストックオプションについては、国外において対象株式等が譲渡された場合に国内法の規定により国内源泉所得として課税することになっており²⁴⁾、非適格ストックオプションについては、国外において権利行使がされた場合に日本での勤務部分について国内源泉所得として課税される。したがって、ストックオプションに関しては国外転出後も日本において課税権を確保することができるのであり、国外転出時課税の対象外とされたのであろう。この改正のように、国外転出後も自国の課税権が及ぶような財産については国外転出時課税制度の対象資産に含めないことが望ましい。

ところで、ストックオプションについては各国における課税のタイミングなど税務上の取り扱いがそれぞれの国によって異なるため、国際的二重課税が生じる可能性が高い。国際的二重課税の問題については、各国の国内法の範囲にとどまらず租税条約の取り決めによって対応することが必要

23) 二又大樹「国外転出時課税制度に係る28年度改正の概要」税経通信71巻5号60頁（2016）掲載図を参考に加筆したものである。

24) 所得税法施行令第291条第1項三号ロ、租税特別措置法施行令第19条の3第14項。

(128) インバージョン(税源移転)対策に関する一考察(一)(長山)

であるが、その一例として2004年日米租税条約ではストックオプションに関する課税権の配分ルールが規定されており、併せてその配分ルールによって解決できない場合には相互協議により二重課税を回避するように定められている。ストックオプションに関する国際的二重課税の問題および課税権の配分ルールについては、第4章にて改めて触れることとする。

(4) 納税の猶予、取消し

国外転出時課税制度は未実現の利益に対して課税を行ういわば税の先取り制度であるため、その対象となった納税者について、一定の手続き²⁵⁾を行うことで納税の猶予を受けることが可能となっている。猶予期間は国外転出の日から5年間(最長10年間)²⁶⁾である。なお、猶予期限の到来時における対象資産の時価が国外転出時に申告した当初の価額より下落している場合には、その期限到来の日から4か月以内に更正の請求を行うことで納税額を減額することが出来る。また、猶予期間中に対象資産を実際に譲渡した場合において、その譲渡価額が当初の申告額より低い場合には、譲渡日から4か月以内に更正の請求を行うことで納税額を減額することが出来る。

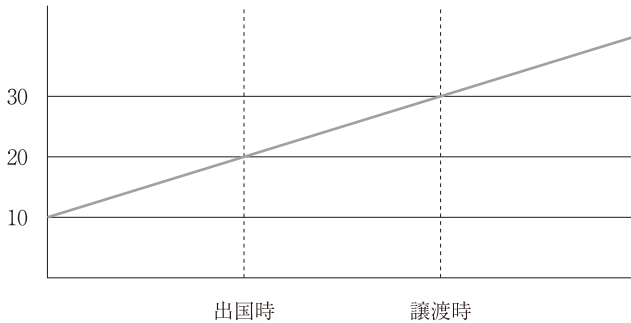
また、国外転出時課税制度の適用を受けた者が国外転出の日から5年以内に帰国した場合、または同5年以内にその対象資産が贈与等により居住者に移転した場合には、その帰国等の日から4か月以内に更正の請求を行うことで課税を取消すことが出来る。

(5) 二重課税の調整

国外転出時課税制度によってその国外転出時に対象資産を譲渡したものとして課税された個人が、転出先の国でもその対象資産の譲渡所得に対して課税された場合、国際的二重課税が生じる。

25) 納税管理人の届け出、納税猶予分の税額に相当する担保の提供、確定申告書への記載などが必要となる。

26) 平成28年度税制改正により5年4か月(最長で10年4か月)に延長されている。



上図で見ると、出国時に $20 - 10 = 10$ の含み益に対して課税がされるが、国外で資産を譲渡した場合に $30 - 10 = 20$ に対して国外で課税が行われると、出国時と譲渡時の二回にわたって出国前の含み益10に対する課税が行われる。通常、居住者がその国外所得に関して外国所得税を納付した場合には、外国税額控除の制度により二重課税の調整がされるが、上図のケースでは資産譲渡時においては国外転出によって非居住者となっているため、外国税額控除の適用は受けられない。国内法で規定される外国税額控除は、源泉地国と居住地国とが同一の所得に対して課税した場合の二重課税を居住地国側が調整する制度であり、すなわち自国の居住者に対して課税する際に源泉地国も同一所得に対して課税を行った結果として二重課税が生じる場合の二重課税防止措置である。しかし、出国時財産課税制度によって生じる二重課税は、同一の所得に対して双方の国がタイミングを異にして居住者に対して課税を行うものであることから、通常の外国税額控除の対象とはならない。したがって、このような二重課税を回避する方法として、国外転出時課税制度では①逆の税額控除、②入国側の国での簿価引上げが認められている。

① 逆の税額控除

通常の外国税額控除は、前述のとおり納税者に対してその者の居住地国が国外支払分の税金を自国の税額から控除するものであるが、逆の税額控除とは、入国地で支払った税金に対して元居住地国が出国時の税額から控除を行う措置である。国外転出時課税制度においては、納税の猶予を受け

(130) インバージョン（税源移転）対策に関する一考察（一）（長山）

ている場合に限り逆の税額控除が可能となっている。

「国外転出時財産課税制度の適用を受けた国外転出者で納税の猶予を受けている者が、猶予期間中に対象資産を国外で譲渡した際に外国所得税を納めた場合には、当該外国所得税を納付することとなる日から4か月を経過する日までに更正の請求を行うことにより、外国税額控除の適用を受けることが出来る（所得税法第95条の2第1項）」。なお、国外転出した年の所得税確定申告期限までに国外において対象資産の譲渡をした場合には、納税の猶予を受けていなくても外国税額控除の適用を受けることが出来る（所得税法95条の2第2項）。このような逆の税額控除は、カナダ等の諸外国でも採用されている（その詳細について、次章で考察する）。

② 入国側の国での簿価引上げ

①の逆の税額控除は、日本で国外転出時課税制度の適用を受けた居住者が転出後に対象資産を国外において譲渡した場合の二重課税を調整する措置であるが、一方で、国外で日本と同様の出国時課税制度等により外国所得税の課税を受けた者が日本の居住者となった後に対象資産を譲渡した場合における二重課税の調整措置として、入国側の国での簿価引上げが規定されている。

新たに日本の居住者となった者が、元居住地国において日本と同様の出国時課税制度の適用を受けて外国所得税を納付している場合には、その適用対象となった有価証券等の資産を日本国内で譲渡等した場合の所得計算に際し、以前の居住地国で課税時に譲渡収入とされた金額をもって、取得価額とすることとされている（所得税法第60条の4第1項、第2項）。この取得価額引上げにより、有価証券等の譲渡の際に日本の課税権が及ぶ範囲は入国後に生じたキャピタルゲインに限られ、元居住地国で生じた部分のキャピタルゲインについて二重課税は生じないこととなる。

(6) 条約オーバーライド

ここで、国外転出時財産課税制度について租税条約のオーバーライドに当たるか否かを考えることとする。

条約オーバーライドとは、「i)租税条約が国内法に優先するという意味で租税条約が国内法をオーバーライドする」という時と、逆にii)租税条約に

規定する特典（源泉地国課税の排除・制限）にもかかわらず、国内法（国際的脱税・租税回避防止規定）を適用するという意味で国内法が租税条約をオーバーライドするという二つの種類がある²⁷⁾とされているが、後者の視点で国外転出時課税が条約オーバーライドに当たるか否かを検討する。租税条約の締結後に国外転出時財産課税制度を導入することは、租税条約で既に合意されている課税権配分ルールを歪めることになるだろうか。国外転出時財産課税制度を設けることで、条約締結相手国の課税権を一方の国が国内法の適用により取り戻してしまうことになるだろうか。

この点について、本田光宏は「国外転出時課税制度は適用対象者を居住者としており、租税条約上の課税権の配分の変更を来すものではないことは明らかである。」と述べておられる²⁸⁾。国外転出時財産課税制度は、自国の居住者が国外転出する際に対象資産の含み益に対して課税する制度であり、居住地国が自国の居住者に対して課税するもので源泉地国が非居住者に課税するものではないから、条約オーバーライドには当たらないだろう。なお、国外転出時財産課税制度には国外転出（贈与）時課税および国外転出（相続）時課税（所得税法第60条の3）制度も含まれており、これらの制度によると1億円以上の対象資産を有する一定の居住者が非居住者に対しその資産を贈与・相続した場合には、その贈与・相続がされた時に対象資産の譲渡等があったものとみなしてその含み益に課税される。この場合においても、居住者である贈与者・被相続人に対して所得税が課されるものであり、条約オーバーライドには当たらないといえる。

ところで国内法と租税条約の関係について、セービング・クローズ条項という規定がある。セービング・クローズとは、租税条約に特別の規定がない限り、自国の居住者に対する居住地国の課税は租税条約の規定の影響を受けないというものである。このセービング・クローズが規定されている租税条約は、日本が締結しているものでは日米租税条約に限られるが、2017年11月24日に公表された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（略称「BEPS 防止措置実

27) 本庄資「租税条約オーバーライド」本庄資編『国際課税の理論と実務 73の重要課題』116頁（大蔵財務協会、2011）

28) 前掲注20 386頁

(132) インバージョン(税源移転)対策に関する一考察(一)(長山)

施条約」)において、租税条約の濫用防止のために今後は OECD モデル租税条約にセービング・クローズの規定を導入することとされた。このセービング・クローズの視点からも、自国の居住者に対する居住地の課税権は明確に確保されるべきだといえよう。本田光宏は「租税条約上も本来は認められている居住地国としての課税権を、国外転出時課税制度の導入により実現したと見ることが適当と思われる。」²⁹⁾と述べておられるが、国外転出時課税制度とはまさに株式等保有者の国外転出により喪失していた自国内で生じたキャピタルゲイン部分に対する課税権を元居住地国が実現した制度といえるであろう。

(以下、次号につづく)

29) 前掲注20 386頁